

現場代理人の兼務の取扱いについて

1 兼務の取扱い

兼務の対象とする工事は、入札により受注した工事どうしを対象とし、以下に該当する場合は現場代理人の兼務の申請をすることができる。また、同一日に受注した工事どうしも兼務の対象とする。（兼務する者が当該工事の専任の主任技術者、監理技術者になっている場合は除く。）

(次の①～④を全て満たす場合)

- ① 兼務できるのは、2つの工事まで（※1）
- ② 兼務する工事がすべて鯖江市発注工事
- ③ 兼務する工事現場がすべて鯖江市内
- ④ 兼務する各々の工事の請負金額が4,000万円未満（税込）
（建築一式は8,000万円未満（税込））

（※1）災害復旧工事（応急復旧工事を含む。以下同じ。）については、兼務できる工事の件数に含めない。

2 現場代理人の兼務の申請

工事請負者は、1に該当する場合、現場代理人の兼務を別添（様式 - 1）により鯖江市に申請することができる。なお、この兼務申請書は契約書取り交わしの際に契約書類と合わせて提出すること。

3 現場代理人の兼務の承認

契約管理課は、1の申請があり、工事施工に支障がないと認めた場合はこれを承認するものとする。

4 承認決定の通知

契約管理課は、現場代理人兼務申請書を受理した場合、速やかに現場代理人の兼務申請の承認・却下について工事請負者に回答するものとする。

5 施行時期

令和2年4月1日以降に公告するものからの適用とし、現に契約中の工事における現場代理人がその他の工事の現場代理人と兼務する場合もこの取扱いによるものとする。

附則

この取扱いは、令和2年4月1日から施行する。

附則

この取扱いは、令和5年1月1日から施行する。